

(一般世帯)

美浜町家具転倒防止器具設置推進事業  
実施要綱に基づく固定工事申込書

令和 年 月 日

美浜町長 様

申込者 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

電話

\_\_\_\_\_

私は、裏面の記載内容を確認し納得した上で、下記のとおり家具を転倒防止器具で固定する工事の施工を申し込みます。

記

1 固定工事施工場所（申込者の住所と同じ・以下のとおり）

美浜町

\_\_\_\_\_

2 建物の構造（木造・鉄骨・鉄筋コンクリート・その他）

3 家具の種類及び数量（最大3台）

| 洋服ダンス | 和ダンス | 整理ダンス | 茶ダンス | その他 | 備考（その他の内容） |
|-------|------|-------|------|-----|------------|
|       |      |       |      |     |            |

4 器具（標準のL字金具・チェーン又はベルトタイプ）、木材（標準・標準外を検討）

※ 標準の金具又は木材を使用しない場合、それに要する費用は申込者負担（ただし、冷蔵庫用ベルトは除く。）

5 施工業者の希望（なし・あり）

\_\_\_\_\_

※ 施工業者は、商工会が指定する業者に限る。

6 建物の所有状況（自己所有・家族所有・借家）（※以下、商工会への通知禁止項目）

※ 自己所有以外の場合における所有者の同意（なし・あり）

## 【確認事項】

内容を確認いただけましたら、申込者確認欄にチェックをお願いします。

申込者  
確認欄

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 1 美浜町家具転倒防止器具設置推進事業実施要綱に定める家具の固定工事（以下「固定工事」という。）の対象は居宅内に設置してある家具とし、3台までとします。              | <input type="checkbox"/> |
| なお、家電製品と仏壇は対象になりません。  | <input type="checkbox"/> |
| 2 固定工事は、原則午前8時から午後6時の間で、施工業者との調整で決めてください。   | <input type="checkbox"/> |
| 3 建物の構造や施工日程の調整不成立により固定工事が施工できない場合がありますが、その場合においても異議の申立て等はできません。                          | <input type="checkbox"/> |
| 4 固定工事の施工については、申込者が建物所有者の了解を得てください。   | <input type="checkbox"/> |
| もし問題が発生した場合には申込者の責任で対応していただき、美浜町及び美浜町商工会（以下「町等」という。）並びに施工業者は一切関与しません。                     | <input type="checkbox"/> |
| 5 固定工事は現状にて施工するものとし、施工業者による家具の移動等はいりません。  | <input type="checkbox"/> |
| 6 工事を施工した家具が転倒する可能性がある旨をご承知おきください。もし災害時等に転倒しても、町等に対する異議の申立て及び損害賠償の請求は受け付けません。             | <input type="checkbox"/> |
| 7 固定工事には、釘、ネジ等を使用するため、建物と家具に穴をあける等の作業が必要不可欠で、その結果建物や家具に損傷が発生することを、関係者を含めご承知おきください。        | <input type="checkbox"/> |
| 固定工事を申込んだ場合には、その旨を了承いただいたとみなすので、異議の申立てや損害賠償の請求は一切受け付けません。                                 | <input type="checkbox"/> |
| 8 固定工事の負担金として、5,000円を工事終了時に施工業者に支払ってください。   | <input type="checkbox"/> |
| なお、固定工事に必要な費用は次のとおりです。その内の5,000円が申込者の負担です。<br>①工賃相当額 30分1,550円、②標準的な金具等材料費 家具1台につき2,000円  | <input type="checkbox"/> |
| 9 固定工事が2時間を越えた場合には、その越えた部分の工賃相当額は申込者の負担です。  | <input type="checkbox"/> |
| また、固定工事の施工時間が2時間以内であっても、「1」で掲げる対象に該当しないものの固定を依頼した場合等には、それに要する工賃相当額等は申込者の負担です。             | <input type="checkbox"/> |
| 10 チェーンやベルト（冷蔵庫用ベルトを除く。）を使うタイプ等の固定器具又は標準以外の木材を使用して固定工事を実施した場合には、その器具及び木材を購入する費用は申込者の負担です。 | <input type="checkbox"/> |
| 11 その他、固定工事に関することは商工会（商工会が選定した施工業者を含む。）との打ち合わせにより決めてください。                                 | <input type="checkbox"/> |
| ※ 固定工事施工時に諸作業を施工業者に依頼する場合、その作業費用は全て個人負担です。  | <input type="checkbox"/> |